人的警備仕様書（業務内容書）

件名：古河市役所総和庁舎警備業務

1. 警備対象

(1)所在地　　茨城県古河市下大野2248番地

(2)対象施設　　庁舎敷地（駐車場含む）・本庁舎・第2庁舎・第3庁舎・ふるさと館
バス車庫・公用車

2. 勤務人員

当番勤務により、常駐 2 名または 1 名の勤務人員体制

3. 仮眠時間の取扱い

仮眠時間は 15 時間勤務のうち 7 時間取れるものとする。但し、災害等の緊急用務などの場合には適宜適切に対応をすること。

なお、仮眠時間中であっても、電話応対等について適宜適切に対応すること

4.　出入口の開錠・施錠時間

原則次の通り実施する。ただし委託者から指示があった場合はこの限りではない。

警備室前通用口	平日	開錠	AM7：30	施錠	PM6：00
	休日及び祝日	終日施錠			
第一庁舎正面玄関	平日	開錠	AM6：55	施錠	PM8：00
	休日及び祝日	開錠	AM6：55	施錠	PM8：00
第一庁舎正面玄関シャッター	平日	開錠	AM7：30	施錠	PM5：35
	休日及び祝日	終日施錠			
その他の出入口等	平日	開錠	AM7：45	施錠	PM5：30
	休日及び祝日	終日施錠			

＊　通用口等の施錠時間は、時間外勤務者及び庁舎利用者等がいる場合には、臨機応変な対応を行なうこと。また、開錠についても同様とする。

＊　第一庁舎正面玄関の施錠時間は、状況に応じて臨機応変な対応を行なうこと。

5. 国旗・市旗の掲揚時間と降納時間　〔参考〕官公庁の場合、通常、日の出から日没までとする

掲揚	8:00 までに掲揚する	降納	18:00 までに降納する

6. 業務要綱追記事項

空調（冷暖房）運転実施時の操作（電源 OFF）の実施

7. 留意事項

巡回等によって確認できた軽微な警備業務事項は、契約の範囲内で行なうこと。

8. 警備対象範囲

古河市公式ホームページ　フロアマップ-総和庁舎に準拠する